

新潟国際情報大学学則

第1章 総則

(名称)

第1条 本学は、新潟国際情報大学と称する。

(目的)

第2条 新潟国際情報大学は、教育基本法及び学校教育法に従い、その精神に則り、学校教育を行うことを目的とする。

2 本学は、日本文化の理解の上に立ち、国際的視野のもと、情報文化の発展に貢献できる有為の人材たらんとする意欲あふるる青年を教育し、健全な心身を持つ、個性豊かな人間形成に資するを使命とする。

3 本学は自由主義・民主主義を重んじ、平和を希求し、和衷協同の精神を根本として運営される。

(自己評価等)

第3条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

第2章 学部、学科及び学生定員

(学部及び学科)

第4条 本学に情報文化学部及び国際学部を置く。

2 情報文化学部に次の学科を置く。

情報システム学科

3 国際学部は次の学科を置く。

国際文化学科

(各学部の教育研究上の目的及び養成する人材像)

第5条 各学部の教育研究上の目的及び養成する人材像は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 情報文化学部は、地域の教育機関や産業界等のニーズ及びその変化に対応した教育研究を行うことで社会や地域に貢献するとともに、より効率的で効果的な経済活動、より健全な企業経営を実現するため、情報を使いこなすための知識と技術、社会環境や人間活動に深くかかわる情報システムの機能と仕組みを習得し、社会に対する責任を果たしながら、情報社会の発展に貢献できる人材を育成することを目的とする。

二 国際学部は、北東アジアやアジア太平洋地域をはじめとする国際社会の理解と外国語の習得、及び幅広い教養や知識の獲得を教育研究の基本とし、地域並びに国際社会の平和や真の発展のために貢献できる人材を育成することを目的とする。

(定員)

第6条 本学の定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
情報文化学部	情報システム学科	150名	600名
国際学部	国際文化学科	100名	400名

第3章 修業年限，在学年限，学年，学期及び休業日

(修業年限)

第7条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第8条 学生が本学に在学することができる年限は、修業年限の2倍を超えることはできない。

(学年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月 1日から9月20日まで

後期 9月21日から3月31日まで

(休業日)

第11条 本学の休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律に規定する休日

三 本学の創立記念日 (6月8日)

四 春期休業 3月15日から4月5日まで

五 夏期休業 8月1日から9月20日まで

六 冬期休業 12月21日から1月7日まで

2 学長が必要と認めたときは、前項の休業日を臨時に変更するほか、臨時に休業日を定めることができる。

第4章 入学，編入学，転入学，再入学，転部，退学，転学，留学，休学及び除籍

(入学時期)

第12条 入学の時期は、原則として学年の始めとする。

(入学資格)

第13条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教

育施設の当該課程を修了した者

五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

六 文部科学大臣の指定した者

七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

八 その他、相当の年齢に達し、学長が高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学の出願）

第14条 入学志願者は、本学所定の願書に別に定める書類及び入学検定料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

（入学者の選考）

第15条 入学志願者に対し、別に定めるところにより選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第16条 選考の結果に基づき合格通知を受けた者は、所定の期日までに、定められた入学手続書類に所定の学生納付金を添えて、入学手続をしなければならない。

2 学長は、前項の手続きを完了した者に入学を許可する。

（編入学、転入学）

第17条 次の各号の一に該当する者で、本学への編入学を志願する者があるときは、選考の上、全学教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、学長が相当年次に入学を許可することができる。

一 大学を卒業した者、又は退学した者

二 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

三 学校教育法施行規則附則第7条に規定する者

2 他の大学に在籍している者で、本学への転入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可することができる。

3 編入学又は転入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに修業年限については、全学教授会（以下「教授会」という。）の議を経て、学長が決定する。

（再入学）

第18条 第20条の規定により退学した者で、同一の学部・学科に再入学を志願する者があるときは、学年又は学期の始めに限り、選考の上、教授会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可することができる。

2 再入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに修業年限については、教授会の議を経て、学長が決定する。

（転部）

第19条 本学の学生で、他の学部転部を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長が許可することができる。

（退学、他大学への転学）

第20条 退学又は他の大学に転学しようとする者は、その事由を明らかにし、保証人連署の退学願又は転学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長がこれを退学とする。

一 休学期間の満了後も復学しない者

二 学生納付金（在籍管理料を含む。）を滞納し、督促を受けても納入しない者
（留学）

第21条 本学の学生で、外国の大学等の授業科目を履修するため留学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

2 留学の期間において修得した授業科目及び単位数については、別に定める単位数を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

3 前項の許可を得て留学した期間は、在学期間に算入することができる。

4 留学に関し必要な事項は、別に定める。

（休学）

第22条 疾病その他の事由により、引き続き2ヵ月以上修学することができない者は、その事由を明らかにし、保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を受けて休学することができる。

2 疾病による事由の場合は、診断書を添付しなければならない。

3 学生が疾病その他の事由によって修学することが適当でない認められる場合には、休学を命ずることができる。

（休学期間）

第23条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、在学期間には算入しない。

（復学）

第24条 休学している者が復学しようとするときは、保証人連署の復学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 疾病により休学している者が復学しようとするときは、診断書を添付しなければならない。

（除籍）

第25条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長がこれを除籍する。

一 在学期間が修業年限の2倍を超えた者

二 死亡又は行方不明の者

第5章 授業科目及び単位

（授業科目）

第26条 本学の授業科目は、基礎科目及び専門科目とし、その授業科目名及び、単位数ならびにコース・ナンバリングは別表1のとおりとする。

2 前項に規定する授業科目のほか、必要に応じ特別科目を置くことができる。

3 授業科目の担当者名及び授業時間割等は、あらかじめ公示する。

(履修方法)

第27条 学生は、別表2の区分によって授業科目を履修し、所定の単位以上を修得しなければならない。

(履修科目の登録の上限)

第28条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が修得すべき単位数について、学生が1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、22単位とする。

(単位の計算方法)

第29条 各授業科目に対する単位数は、原則として、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義については、毎週1時間15週の授業をもって1単位とする。
- 二 ゼミナール関連科目については、毎週1時間15週の授業をもって1単位とする。
- 三 演習・外国語科目・保健体育科目については、毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。
- 四 実習については、45時間の実習をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

(他大学等において修得した単位の取扱い等)

第30条 大学又は短期大学等を卒業又は中途退学し、新たに本学の第1年次に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、別に定める単位数を超えない範囲で、本学において修得したものとして認定する。

(他大学等における授業科目の履修)

第31条 教育上有益と認めるときは、他の大学等との協議に基づき、学生に当該他大学等の授業科目を履修することを認める。

2 前項の規定に基づき、学生が修得した他の大学等の授業科目の単位については、別に定める単位数を超えない範囲で、本学において修得したものとみなす。

(休学期間中の外国の大学等における授業科目の履修等)

第32条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が休学期間中に外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定に基づき、学生が修得した単位数は、別に定める単位数を超えない範囲で、本学において修得したものとみなす。

(大学以外の教育施設等における学修)

第33条 教育上有益と認めるときは、各学部は、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、所属する学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定に基づき、学生が修得した単位数は、別に定める単位数を超えない範囲で、本学において修得したものとみなす。

第6章 学修の評価及び卒業

(単位の認定)

第34条 授業科目の単位の認定は、試験の成績及びその他の方法により学修の評価を行い、合格した学生には所定の単位を与える。

2 学生納付金が未納の学期に学修した授業科目の単位は認定しない。

(試験)

第35条 試験は、定期試験及び随時試験とし、定期試験は学期末に行うことを原則とする。

(学修の評価)

第36条 学修の評価は、S、A、B、C及びDとし、S、A、B、Cを合格とする。

2 いずれの授業科目も、学期又は学年に実施した授業時数の3分の1以上欠席した者については、その授業科目の学修の評価をしない。

3 卒業見込みの者で、卒業年次にDの評価を付された授業科目があったときは、再試験を実施することがある。

(成績の平均値)

第37条 成績の平均値は、各授業科目の成績評価に対応した得点(グレードポイント, GP)から算出される履修登録科目の1単位当たりの成績評定平均値(グレードポイントアベレージ, GPA)とする。

2 成績の平均値の計算方法は、別に定める

(進級)

第38条 卒業論文等の履修条件については、別に定める。

(卒業)

第39条 本学に定められた年数以上在学し、第27条に定める所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し学士の学位を授与する。

(学位)

第40条 本学を卒業した者に授与する学位は、次のとおりとする。

情報文化学部 情報システム学科 学士(情報システム)

国際学部 国際文化学科 学士(国際文化)

第7章 特別聴講学生、科目等履修生、研究生、委託研究生及び外国人留学生
(特別聴講学生)

第41条 他の大学等の学生で、本学が開設する授業科目の履修を志願する者があるときは、当該他大学等との協議に基づき、教授会の議を経て、学長が特別聴講学生として入学を許可する。

2 特別聴講学生が学修した授業科目については、学修の評価を行い、合格した学生には所定の単位を授与する。

(科目等履修生)

第42条 本学の学生以外の者で、本学が開設する授業科目の履修を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長が科目等履修生として、入学を許可することがある。

2 科目等履修生に対しては、申請に基づき、当該授業科目の学修の評価を行い、合格した者には所定の単位を授与する。

(研究生)

第43条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長が研究生として入学を許可することがある。

(委託研究生)

第44条 官公庁、公共団体及び企業等から、その所属職員について学修する授業科目又は研究事項を指定して委託の志願があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長が委託研究生として入学を許可することがある。

(外国人留学生)

第45条 外国人で本学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の議を経て、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

(その他)

第46条 特別聴講学生、科目等履修生、研究生、委託研究生及び外国人留学生については、別段の定めのあるものを除くほか、学部学生に関する規則を準用する。

第8章 学生納付金

(学生納付金)

第47条 本学の学生納付金は、別表3に定める額とする。

2 学生納付金は、授業出席の有無にかかわらず、指定の期日までに納入しなければならない。

(既納の学生納付金)

第48条 既納の学生納付金は、事由の如何にかかわらず返還しない。ただし、入学辞退者のうち、他大学に入学するため、定められた日時までに返還を願い出た者については、本学がその事実を確認した後、入学金を除くその他の学生納付金を返還する。

(休学の場合の学生納付金の免除等)

第49条 休学を許可された学年又は学期の学生納付金として、授業料等を免除し、別表4に定める在籍管理料を徴収する。

(復学の場合の学生納付金)

第50条 学期の途中で復学する場合は、当該学期の学生納付金を徴収する。

(退学及び停学の場合の学生納付金)

第51条 学期の途中で退学した場合は、当該学期の学生納付金を徴収する。

2 停学期間中の学生納付金は、徴収する。

(留学の場合の学生納付金)

第52条 留学した場合は、当該学期の学生納付金を徴収する。

(学生納付金の徴収猶予)

第53条 やむを得ない事情によって、学生納付金が期日までに納入できない場合は、保証人連署の徴収猶予願を提出し、許可を受けなければならない。

(学生納付金の免除)

第54条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合は、学生納付金の全額又は一部を免除する。

(特別聴講学生等の納付金)

第55条 特別聴講学生、科目等履修生、研究生及び委託研究生の検定料、入学金、授業料等については、別に定める。

(実験実習費)

第56条 実験実習に要する費用は、別に徴収することがある。

第9章 賞罰

(表彰)

第57条 学生で善行のあった者又は学業その他の活動において優秀な成績を挙げた者は、教授会の議を経て、学長がこれを表彰する。

(懲戒)

第58条 学則及び学生諸規定に違反し、学生の本分に反する者に対しては、教授会の議を経て、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒の種類は、戒告、停学及び退学とする。

3 次の各号の一に該当する者は、退学を命ずる。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由がなく欠席が長期にわたる者
- 四 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者

第10章 教職員及び組織

(教職員)

第59条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

(客員教員、特任教員及び訪問教員)

第60条 本学に客員教員、特任教員及び訪問教員を置くことができる。

2 客員教員、特任教員及び訪問教員に関し必要な事項は、別に定める。

(情報センター)

第61条 本学に情報センターを置く。

2 情報センターに関する規定は、別に定める。

(事務局)

第62条 本学の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関する規定は、別に定める。

(福利厚生施設)

第63条 本学に、食堂その他の福利厚生施設を置く。

2 福利厚生施設の管理運営に関する規定は、別に定める。

第11章 協議会及び教授会

(協議会)

第64条 本学に、本学の重要事項を審議し、大学の円滑な運営を図るため協議会を置く。

2 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学長
- 二 学部長
- 三 情報センター長
- 四 学生委員会委員長
- 五 教務委員会委員長
- 六 事務局長
- 七 その他学長が必要と認めた教職員若干名

3 協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(全学教授会)

第65条 本学に全学教授会を置く。

2 全学教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第66条 本学の各学部にて学部教授会を置く。

2 学部教授会は、専任の教授、准教授及び講師をもって組織する。ただし、必要に応じ教授をもって組織することができる。

3 学部教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 公開講座等

(公開講座等)

第67条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学の教育及び研究に支障のない限り、地域住民等を対象とした次の事業を行うことができる。

- 一 公開講座
- 二 大学施設の開放

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成7年5月31日から施行する。

2 平成7年度以前の入学者にかかる授業料及び施設設備費の額は、改正後の第42条第1項別表第3の額にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 平成11年度以前に入学した学生の履修方法については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前に入学した学生の履修方法については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前に入学した学生が、改正後の別表に規定する授業科目中「情報リテラシーと倫理」を履修したときは、自由科目として取り扱うものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前に入学した学生の履修方法については、なお、従前の例による。ただし、改正後の別表1に規定する授業科目のうち「キャリア開発1」、「キャリア開発2」及び「インターンシップ」を履修し、「キャリア開発1」及び「キャリア開発2」にあつては、基礎科目の自由科目の単位に、「インターンシップ」にあつては、基礎科目の選択科目として卒業に必要な単位にすることができる。
- 3 平成16年度に入学し現に在学している者にあつては、改正後の別表1に規定する授業科目のうち次の表に掲げる授業科目を履修し、同表の区分による単位として卒業に必要な単位にすることができる。

授業科目の名称	単 位 数			
	必 修	選 択 必 修	選 択	自 由
専 門 科 目 (情報文化学科) アメリカ研究ゼミナール (留学)		2		
留学アメリカ英語 1		2		
留学アメリカ英語 2		2		
留学アメリカ英語 3		1		
留学アメリカ英語 4		1		
アメリカの文化と社会 (留学)		2		
留学アメリカ特論 1		2		
留学アメリカ特論 2		2		
現代アメリカ研究 (留学)		2		
現代アメリカ事情 (留学)		2		

- 4 平成16年度以前の入学者に係る授業料の額は、改正後の別表3の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前に入学した学生の履修方法については、なお、従前の例による。ただし、改正後の別表1に規定する授業科目のうちキャリア開発1及びキャリア開発2の履修方法については、平成17年度に入学した学生に適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成18年度以前に入学した学生の履修方法については、なお、従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成18年度以前に入学した学生で、改正前の別表1に規定する授業科目のうち「情報処理演習U」を履修し単位を修得しているときは、改正後の別表1に規定する授業科目のうち「情報処理演習U1」を履修することができない。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 平成19年度以前に入学した学生の履修方法については、なお、従前の例による。ただし、改正後の別表1に規定する授業科目のうち「数学リテラシー」、「ビジネス英語入門1」及び「ビジネス英語入門2」の履修方法については、平成19年度以前に入学した学生に適用する。

3 平成19年度以前に入学した学生が、改正後の別表1に規定する授業科目のうち「国際交流インストラクター演習1」、「国際交流インストラクター演習2」及び「ワークショップ実践論」を履修し単位を修得したときは、自由科目の単位として認定する。

4 平成17年度以前に入学した学生で改正前の別表1に規定する授業科目のうち「インターネット英語1」又は「インターネット英語2」を履修し単位を修得しているものが、改正後の別表1に規定する授業科目のうち「ビジネス英語入門1」又は「ビジネス英語入門2」を履修し単位を修得したときは、自由科目の単位として認定する。

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成21年度以前に入学した学生の履修方法については、なお、従前の例による。ただし、改正後の別表1に規定する授業科目のうち「ワークショップ実践論1」、「ワークショップ実践論2」及び「ソフトウェアエンジニアリング」の履修方法については、平成21年度以前に入学した学生に適用する。

附 則

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成20年度以前に入学した学生の履修方法については、なお、従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成23年度以前に入学した学生が、改正後の別表1に規定する授業科目「数学基礎」を履修したときは、自由科目の単位として認定する。

附 則

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成24年度以前に入学した学生の履修方法については、なお、従前の例による。ただし、改正後の別表1に規定する授業科目のうち「簿記特論1」、「簿記特論2」、「FP特論1」及び「FP特論2」を履修したときは、自由科目の単位として認定する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した学生の履修方法については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成26年9月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 平成25年度以前に入学した学生の履修方法については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学した学生の履修方法については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 授業科目及び単位（第26条関係）

基礎科目（全学基礎科目，保健体育，就職関連，留学生関連）

科目区分	授業科目の名称	単位数				
		必修	選択必修	選択	自由	
基礎科目	全学基礎科目	哲学			2	
		法学			2	
		憲法			2	
		政治学			2	
		金融論			2	
		言語学			2	
		平和学			2	
		統計学	2 (シ)		2	
		社会学			2	
		倫理学			2	
		世界史 (近現代)			2	
		経済学 (マクロ)			2	
		世界地誌			2	
		情報文化			2	
		文章表現			2	
		論理と数理			2	
		地域研究論	2 (国)		2	
		日本政治論			2	
		国際関係論			2	
		比較宗教論			2	
		社会思想史			2	
		文化人類学			2	
		異文化理解			2	
		資源とエネルギー			2	
		コミュニケーション論			2	
		国際交流インストラクター演習1			1	
		国際交流インストラクター演習2			1	
		文学			2	
		民法			2	
		経済学 (ミクロ)			2	
		日本史 (近現代)			2	
		財政学			2	
社会調査			2			
線形数学			2			

基礎科目	全学基礎科目	新潟研究（自然と文化）			2	
		新潟研究（政治と経済）			2	
		ジェンダー論			2	
		地球環境論			2	
		国際経済学			2	
		科学と技術			2	
		心理と行動			2	
		日本経済論			2	
		福祉社会論			2	
		社会企業論			2	
		ジャーナリズム論			2	
		地域経営論			2	
		社会調査演習 1			1	
		社会調査演習 2			1	
		コミュニケーション技術			2	
		ワークショップ実践論 1			2	
		ワークショップ実践論 2			2	
保健体育	体力診断と運動処方 1			1		
	体力診断と運動処方 2			1		
	フィットネス理論及び実習			1		
就職関連	キャリア開発 1			1		
	キャリア開発 2			1		
留学生関連	日本語 1			1		
	日本語 2			1		
	日本語 3			1		
	日本語 4			1		
	日本事情 1			2		
	日本事情 2			2		

(注) 表中、単位数欄の(シ)は、情報文化学部情報システム学科の必修単位を示す。

(注) 表中、単位数欄の(国)は、国際学部国際文化学科の必修単位を示す。

情報文化学部 情報システム学科

科目区分		授業科目の名称	単位数			
			必修	選択必修	選択	自由
基礎科目	学部基礎科目	英語 1 A (Reading 1)	1			
		英語 1 B (Speaking 1)	1			
		英語 1 C (Grammar 1)	1			
		英語 2 A (Reading 2)	1			
		英語 2 B (Speaking 2)	1			
		英語 2 C (Grammar 2)	1			
		英語 3 A (Reading 3)	1			
		英語 3 B (Speaking 3)	1			
		英語 4 A (Reading 4)	1			
		英語 4 B (Speaking 4)	1			
		英語 5 A (Reading 5)	1			
		英語 6 A (Reading 6)	1			
		数学基礎			2	
		専門科目	演習科目	基礎演習	1	
P B L (情報)	1					
P B L (経営)	1					
情報システム演習 (A分野)	1					
情報システム演習 (B C分野)	1					
情報システム演習 (D分野)	1					
専門演習 (情報)	1					
専門演習 (経営)	1					
卒業研究 1	1					
卒業研究 2	1					
卒業研究 3	2					
卒業研究 4	2					
卒業論文	4					
情報処理演習 F				2		
情報処理演習 U 1				2		
情報処理演習 U 2				2		
情報処理演習 W			2			
情報処理演習 C 1			2			
情報処理演習 C 2			2			
専門共通科目	情報システム		2			
	コンピュータシステム	2				

専門 共通科目	人間情報システム	2			
	経営と組織	2			
	ネットワークコンピューティング	2			
	社会情報システム	2			
	情報検索	2			
	マーケティング	2			
	企業と経済			2	
	情報メディア論			2	
	情報と法			2	
	情報 コース	A 情報とシステム			
情報産業				2	
情報リテラシーと倫理				2	
システム論				2	
情報システム設計		2 (情)		2 (営)	
情報論				2	
情報システム特論		2 (情)		2 (営)	
経営情報システム				2	
情報システム開発		2 (情)		2 (営)	
情報セキュリティ				2	
D コンピュータと通信					
データベース			2		
コンピュータソフトウェア	2 (情)		2 (営)		
アルゴリズム	2 (情)		2 (営)		
テレコミュニケーション			2		
ソフトウェアエンジニアリング	2 (情)		2 (営)		
プログラミング環境			2		
プログラミング技術特論			2		
知識情報処理			2		
コンピュータビジョン			2		
マルチメディア情報処理			2		
人工知能			2		
経営 コース	C 経営と組織				
	ビジネスモデル			2	
	経営戦略	2 (営)		2 (情)	
	財務会計			2	
	生産管理			2	
	流通と物流	2 (営)		2 (情)	
	管理会計	2 (営)		2 (情)	
	経営と法律			2	
	商品企画			2	
	ベンチャービジネス			2	
シミュレーション			2		

専 門 科 目	経 営 コ ー ス	B 人 間 と 社 会	人間工学1	2 (営)		2 (情)		
			人間工学2			2		
			健康スポーツ科学			2		
			行動科学			2		
			地域情報システム	2 (営)		2 (情)		
			応用統計学	2 (営)		2 (情)		
			地域統計			2		
			認知科学			2		
			メディアデザイン			2		
			情報社会論			2		
	理 数 系 科 目			情報論理			2	
				システム数学			2	
モデリング数学						2		
経営数学						2		
コーポレートファイナンス						2		
データサイエンス						2		
そ の 他			北米社会と情報			2		
			情報英語			4		
			学外実習			2		
			基本情報演習1			2		
			基本情報演習2			2		
			ビジネス英語入門1			1		
			ビジネス英語入門2			1		
			簿記特論1			2		
			簿記特論2			2		
			FP 特論1			2		
FP 特論2			2					

(注) 表中、単位数欄の(営)は、情報文化学部情報システム学科経営コースを、(情)は、情報文化学部情報システム学科情報コースを表す。

国際学部 国際文化学科

科目区分		授業科目の名称	単位数			
			必修	選択必修	選択	自由
基礎科目	学部基礎科目	英語基礎 1	1			
		英語基礎 2	1			
		CEP 1 (コミュニケーション)	3			
		CEP 2 (アカデミック・トレーニング)	3			
		CEP 3 (コミュニケーション)			2	
		CEP 4 (アカデミック・トレーニング)			2	
		CEP 5 (アカデミック)			2	
		CEP 6 (アカデミック)			2	
		情報処理演習 1	2			
		情報処理演習 2	2			
		インターンシップ			1	
ゼミナール	ゼミナール	基礎ゼミナール 1	2			
		基礎ゼミナール 2	2			
		国際研究ゼミナール 1	2			
		国際研究ゼミナール 2	2			
		国際研究ゼミナール 3	2			
		国際研究ゼミナール 4	2			
		国際研究ゼミナール 5	2			
		国際研究ゼミナール 6	2			
		卒業論文	4			
		専門科目	地域言語	ロシア語 1a		1
ロシア語 1b				1		
ロシア語 1c				1		
ロシア語 2a				1		
ロシア語 2b				1		
ロシア語 2c				1		
ロシア語 3a				1		
ロシア語 3b				1		
ロシア語 4a				1		
ロシア語 4b				1		
ロシア語 5a				1		
ロシア語 5b				1		
ロシア語 6a					1	
ロシア語 6b					1	
ロシア語 7a					1	

専門科目	地域言語	ロシア語 7b			1	
		中国語 1a		1		
		中国語 1b		1		
		中国語 1c		1		
		中国語 2a		1		
		中国語 2b		1		
		中国語 2c		1		
		中国語 3a		1		
		中国語 3b		1		
		中国語 4a		1		
		中国語 4b		1		
		中国語 5a		1		
		中国語 5b		1		
		中国語 6a				1
		中国語 6b				1
		中国語 7a				1
		中国語 7b				1
		韓国語 1a		1		
		韓国語 1b		1		
		韓国語 1c		1		
		韓国語 2a		1		
		韓国語 2b		1		
		韓国語 2c		1		
		韓国語 3a		1		
		韓国語 3b		1		
		韓国語 4a		1		
		韓国語 4b		1		
		韓国語 5a		1		
		韓国語 5b		1		
		韓国語 6a				1
		韓国語 6b				1
		韓国語 7a				1
		韓国語 7b				1
		英語集中	国際ビジネス英語 1		1	
国際ビジネス英語 2			1			
国際ビジネス英語 3			1			
国際ビジネス英語 4			1			
国際ビジネス英語 5			1			

専門科目	英語集中	国際ビジネス英語 6	1		
		メディア英語 1	1		
		メディア英語 2	1		
		リーディング 1	1		
		リーディング 2	1		
		リーディング 3	1		
		リーディング・ライティング 1	1		
		リーディング・ライティング 2	1		
		リーディング・ライティング 3	1		
	地域研究	現代ロシア論	2		
		現代中国論	2		
		現代韓国朝鮮論	2		
		現代アメリカ論	2		
		日ロ関係論	2		
		日中関係論	2		
		日韓朝関係論	2		
		日米関係論	2		
		ロシア史概説	2		
		中国史概説	2		
韓国朝鮮史概説		2			
アメリカ史概説		2			
ロシア文化論		2			
中国文化論		2			
韓国朝鮮文化論		2			
アメリカ文化論	2				
国際研究	国際法		2		
	EU 論		2		
	国際政治史		2		
	国際経済史		2		
	国際組織論		2		
	現代南アジア論		2		
	現代東南アジア論		2		
	国際政治学		2		
	開発経済学		2		
	市民社会論		2		
	南北問題		2		
	国際協力論		2		
	地域統合論		2		

専門科目	国際研究	東アジア関係論			2	
		現代ヨーロッパ論			2	
		現代イスラーム論			2	
		現代東北アジア論			2	
		グローバル・デモクラシー論			2	
		国際研究特論 1			2	
		国際研究特論 2			2	
		海外実習 A			1	
		海外実習 B			1	
		英文講読 1 ※1	2		2	
	英文講読 2 ※2	2		2		
	日本研究	日本語学			2	
		日本文化論			2	
日本政治史				2		
日本の思想				2		
日本経済史				2		

※1, ※2「英語集中コース」のみ必修

別表2 履修方法（第27条関係）

情報文化学部

区 分	情報システム学科
基礎科目	34単位以上
専門科目	92単位以上
計	126単位以上

国際学部

区 分	国際文化学科
基礎科目	48単位以上
専門科目	78単位以上
計	126単位以上

別表3 学生納付金（第47条関係）

区 分	金 額	備 考
入 学 金	100,000円	入学時に納入する。
授 業 料	年額 675,000円	
施 設 設 備 費	年額 250,000円	
教 材 ・ 実 習 費	年額 85,000円	

別表4 在籍管理料（第49条関係）

区 分	金 額	備 考
在籍管理料	1学期当り 20,000円	